

学 習 院 女 子 大 学 学 則

平成10年4月1日
施行

改正	平成11年4月1日	平成12年1月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成14年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年5月27日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和3年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成することを目的とする。

(点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究をはじめとする諸活動及び運営について、広く点検評価を行う。

2 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部・学科、収容定員)

第3条 本学に国際文化交流学部を置く。

2 国際文化交流学部は、関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 国際文化交流学部には日本文化学科、国際コミュニケーション学科、及び英語コミュニケーション学科を置く。

一 日本文化学科は、日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

二 国際コミュニケーション学科は、国際関係と異文化に対する広範な知識と深い理解力、併せて高度の言語並びにコミュニケーション能力の習得を通して、国際社会に積極的に貢献する人材を育成することを目的とする。

三 英語コミュニケーション学科は、英語による高度なコミュニケーション能力を有し、豊かな国際的教養と論理的思考力を備え、国際・情報化社会で活躍する人材を育成することを目的とする。

4 本学が設置する学部及び学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化交流学部	日本文化学科	140名	5名	570名
	国際コミュニケーション学科	170名	5名	690名
	英語コミュニケーション学科	45名		180名

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院については、学習院女子大学大学院学則の定めるところによる。

(研究組織)

第4条 本学に、高度な教育研究を創造する組織として研究室及び研究プロジェクトを置く。

(附置教育研究機関)

第5条 本学に、前条に定める研究組織のほか、次の附置教育研究機関を置く。

- 一 図書館
- 二 国際学研究所
- 三 語学教育センター
- 四 環境教育センター

2 附置教育研究機関に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第5条の2 本学に、附属施設として国際交流推進センターを置く。

2 国際交流推進センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手及び事務職員を置く。

2 副学長、学部長、学科主任及びその他の役職者は、前項の教職員の中から選任する。

3 教職員及び事務の組織に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(学長)

第7条 学長は、校務をつかさどり所属教職員を統督するとともに、教育研究方針、予算編成及び教員人事等の重要事項に関して執行の権限を有する。

2 学長は、教授会の意見を徴して、副学長、学部長、教務部長及び学生部長を任命する。

3 学長の選任及び学長職務の代行等に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教員等)

第8条 本学に、専任教職員のほか客員教員等を置く。

2 客員教員等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学に教授会を置き、教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師をもって組織する。

4 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 本学に、大学意思の積極的形成及び大学運営の効果的推進を実現するため運営委員会を置く。

2 運営委員会は、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、大学院研究科委員長、学科主任及び事務組織の長をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条の2 本学に、前条の委員会のほか、次の委員会を置く。

- 一 教務委員会
- 二 学生委員会
- 三 入学試験委員会
- 四 図書委員会
- 五 教職課程委員会
- 六 学芸員課程委員会
- 七 国際交流推進委員会

八 人権問題委員会

九 自己点検・評価委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項について委員会を置くことができる。

3 前2項の委員会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて2学期とし、春学期・秋学期と称する。

2 前項の学期の期間については、各年度の学年暦に定める。

(休業日)

第13条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 開学記念日 5月15日

四 開院記念日 10月17日

五 春季休業 2月上旬から4月上旬まで

六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで

七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 学長は、必要がある場合には、前項の休業日を臨時に変更し、又は同項の休業日以外の日を臨時の休業日として定めることができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、編入学又は再入学により入学した学生の修業年限は、入学した年次に対応した年限とする。

(在学年限)

第15条 学生は、休学期間を除き8年を超えて在学することができない。ただし、編入学又は再入学により入学した学生の在学年限は、修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。

第5章 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の者として学校教育法施行規則において定める者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、所定の手続をふみ、かつ、別表3に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者に対しては、入学を許可するための選考を行う。

2 入学志願者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、入学金等の納付金を納付の上、入学誓約書及び他の所定書類を添えて、入学の意思を届け出るものとする。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。ただし、第17条に定める入学資格を満たすことが確認できない場合には、学長は、入学を許可した後であっても前項の納付金を返還するとともに入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第21条 編入学は、3年次への編入を志願する場合に限り、選考の上これを許可することがある。

(再入学)

第22条 再入学は、本学を退学した者が再び入学を志願する場合に、選考の上退学時に在学していた学科に限りこれを許可することができる。

(転科)

第23条 入学後1年以上を経た者が、転科を希望したときは、学期の始めに限り、選考の上これを許可することができる。

(編入学、再入学及び転科の選考及び入学等の手続)

第24条 編入学、再入学及び転科の選考及び入学等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第25条 授業科目は、以下のとおりとする。

- 一 専門科目
 - 二 共通科目
 - 三 専門科目、共通科目又は資格の取得に関する科目に属さない科目
 - 四 教職課程に関する科目
 - 五 図書館司書に関する科目
 - 六 博物館に関する科目
 - 七 日本語教員養成講座に関する科目
- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。
- 4 授業科目は、各学科の履修規定の定めるところにより必修科目、必修選択科目、自由選択科目又は随意科目のいずれかとして指定される。

第25条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教職課程)

第26条 本学に、教育職員免許法に基づき、教職課程を置く。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、各学科の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学部・学科		免許状の種類	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
国際文化交流学部	日本文化学科		国語	国語
	国際コミュニケーション学科		英語	英語
	英語コミュニケーション学科		英語	英語

4 教職課程に関する科目は、別表2の一のとおりとする。

5 前の各項に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

(司書課程)

第26条の2 本学に、司書課程を置く。

2 図書館法に定める司書の資格を取得しようとする者のために、本学に図書館司書に関する科目を

設ける。

3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館司書に関する科目及び単位を修得しなければならない。

4 図書館司書に関する科目は、別表2の二のとおりとする。

5 前の各項に定めるもののほか、司書課程に関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員課程)

第26条の3 本学に、学芸員課程を置く。

2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本学に博物館に関する科目を設ける。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

4 博物館に関する科目は、別表2の三のとおりとする。

5 前の各項に定めるもののほか、学芸員の資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

(日本語教員養成講座)

第26条の4 本学に、日本語教員養成講座を置く。

2 日本語教員養成講座を修了しようとする者のために、本学に日本語教員養成講座に関する科目を設ける。

3 日本語教員養成講座を修了しようとする者は、日本語教員養成講座に関する科目及び単位を修得しなければならない。

4 日本語教員養成講座に関する科目は、別表2の四のとおりとする。

5 前の各項に定めるもののほか、日本語教員養成講座を修了するために必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目に対する単位数は、1単位について45時間の学修時間を標準とし、毎週1時間計15週の授業をもって1単位とする。ただし、外国語に関する科目については毎週2時間計15週の授業をもって1単位とする。

(試験及び成績)

第28条 学業成績は、原則として試験によって評価し、評価結果はS・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。

(履修及び単位修得)

第29条 授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、次の各号に定める履修又は学修を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。

一 在学中の学生による次に定める他大学等の履修又は学修

ア 他の大学又は短期大学における履修

イ 外国の大学への留学の許可を得た者の留学した大学における履修

ウ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

二 新たに本学の第1年次に入学した学生による次に定める入学前の履修又は学修

ア 大学又は短期大学における履修(科目等履修生として修得した単位を含む)

イ 外国の大学又は短期大学における履修

ウ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

2 編入学者及び再入学者の既修得単位の認定については、別に定める。

(算入可能な単位数の上限)

第31条 前条第1項に基づき本学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、それぞれ次の各号に定める単位数を上限とし、合計60単位を限度とする。

一 前条第1項第1号ア及びウにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して30単位を限度とする。

二 前条第1項第1号イにより算入することができる単位数は、ダブルディグリー留学については60単位を限度とし、協定留学及び私費留学については別に定める。

三 前条第1項第2号により算入することができる単位数は、30単位を限度とする。

2 前項に定める上限60単位には、本学において修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む）は含まないものとする。

（学外講義等）

第32条 本学は、第25条から第26条の4に定める正規課程のための授業のほか、学外講義、公開講義及び講習会を随時開催する。

第7章 卒業及び学位

（卒業単位）

第33条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、134単位以上とする。

2 前項の単位数に算入される授業科目は、各学科の履修規定に定めるところによる。

3 随意科目として修得した単位は、第1項の卒業に必要な単位数には算入されない。

（卒業認定）

第34条 本学に4年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者には、学長が卒業の認定を行う。

（学位）

第35条 学長は、卒業を認定した者に対して次の学位を授与する。

日本文化学科 学士（日本文化）

国際コミュニケーション学科 学士（国際コミュニケーション）

英語コミュニケーション学科 学士（英語コミュニケーション）

2 卒業の期日は、3月31日又は9月30日とする。

第8章 留学、休学及び退学等

（留学）

第36条 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長が本人の教育上有益であると認めた場合にかぎり、協定留学、私費留学又はダブルディグリー留学として留学することができる。

2 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。

3 学生が留学により修得した単位については、第30条及び第31条の定めるところによる。

4 前の各項に定めるもののほか、協定留学、私費留学及びダブルディグリー留学に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第37条 疾病その他の特別な理由により3カ月以上欠席しようとする学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、原則として1回の願い出について1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を限度とする。休学期間は、修業年限及び在学年限には算入しない。

（復学）

第38条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第39条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

（除籍）

第40条 学長は、次の各号の一に該当する学生については除籍する。

一 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

二 第15条に定める在学年限を超える者

三 第37条に定める休学期間を超えてなお復学できない者

四 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第1号によって除籍となった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することができる。

第9章 正規課程以外の学生

（協定留学生等）

第41条 本学は、第5章に定める正規課程の入学者のほか、次の各号に定める学生を受け入れる。

一 協定留学生 本学が外国の大学との交流協定に基づいて受け入れる留学生

二 科目等履修生 第17条に定める入学資格を有する者で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可されたもの

- 三 科目等履修生（高等科生） 学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
 - 四 特別履修生 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生
 - 五 研究生 本学教員の指導の下に特定の専門事項について研究する者
- 2 前項の学生の受入れ、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。
（規則の準用）

第42条 前条に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第10章 賞罰

（表彰）

第43条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第44条 学生が本学の規則又は命令に背き若しくは学生としての本分に反する行為を行ったときは、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 二 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する事項については、別に定める。

第11章 厚生保健施設

第45条 学生は、別に定める規定に従って次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設 互敬会館
輔仁会館
- 三 生活相談施設 カウンセリングルーム
- 四 保健施設 保健室
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設
- 七 山岳施設 光徳小屋（奥日光）
- 八 臨海施設 沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設 西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

第12章 学費

（入学検定料）

第46条 第18条に定める入学検定料は、別表3のとおりとする。

（入学手続時納付金）

第47条 第20条に定める入学金等の納付金は、別表3に定める入学金、別表4に定める第1期の在籍料、授業料及び施設設備費その他の納付金とする。

（授業料等の納付金）

第48条 学生は、別表4に定める授業料等の納付金を納付しなければならない。

（留学者の納付金）

第49条 第36条に定める留学者の納付金については、留学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

- 2 外国の大学との交流協定に基づく留学者で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。

（休学者の納付金）

第50条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本学における授業料及び施設設備費を減免する。

（納付金の減免）

第51条 留学者及び休学者の納付金減免に関し必要な事項は、別に定める。

（協定留学生の納付金）

第52条 協定留学生の納付金は、別に定める。

(履修生の納付金等)

第53条 科目等履修生及び特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別表5のとおりとする。

ただし、特別履修生にかかる選考料、登録料及び履修料は、別に定めるところによりこれを減免することができる。

2 科目等履修生(高等科生)については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

(研究生の納付金)

第54条 研究生が納付する納付金は、別表6のとおりとする。

(納付金額の変更)

第55条 学生は、在学中に納付金額の変更があった場合には、改定後の納付金額により納付しなければならない。

(既納納付金の扱い)

第56条 既納の入学金、在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期日までに願い出たときは、既納の在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金を返付することがある。

2 年額の授業料を納付している者が春学期に退学する場合、所定の手続により、秋学期の授業料を返付することがある。

第13章 奨学制度

(奨学金)

第57条 成績優秀にして品行方正な学生及び経済的に修学が困難な学生に対しては、選考のうえ奨学金を貸与又は給付する。

2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 改正

第58条 この学則の改正は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第3条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成10年度から12年度までの間は、次のとおりとする。

学科	10年度	11年度	12年度
日本文化学科	170名	340名	530名
国際コミュニケーション学科	170名	340名	530名

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第27条、第33条及び別表1の規定は、平成14年度以後の入学者について適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行し、第56条第1項については平成14年4月1日に溯って適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第3条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から20年度までの間は、次のとおりとする。

学科	18年度	19年度	20年度
日本文化学科	690名	660名	630名
国際コミュニケーション学科	720名	720名	720名
英語コミュニケーション学科	30名	60名	90名

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までの間の学生の定員は、次のとおりとする。

平成23年度

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化交流学部	日本文化学科	140名	10名	590名
	国際コミュニケーション学科	170名	15名	715名
	英語コミュニケーション学科	45名		135名

平成24年度

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化交流学部	日本文化学科	140名	10名	580名
	国際コミュニケーション学科	170名	15名	710名
	英語コミュニケーション学科	45名		150名

平成25年度

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際文化交流学部	日本文化学科	140名	5名	575名
	国際コミュニケーション学科	170名	5名	700名
	英語コミュニケーション学科	45名		165名

- 3 改正後の第33条の規定は、平成23年度以降の入学者に適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1一二の規定は、平成24年度以降の入学者について適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の「一 図書館司書に関する科目」及び「二 博物館に関する科目」は、平成24年度以降の入学者（科目等履修生を含む。）に適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第28条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者及び平成26年度以前の第3年次編入学生の学業成績については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3及び別表4を適用する。
- 4 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表4については、維持費を施設設備費に改めるほかは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表4を適用する。
- 3 平成29年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表4については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

一 日本文化学科専門科目

授業科目	単位
日本文化基礎演習Ⅰ	2
日本文化基礎演習Ⅱ	2
日本文化基礎演習Ⅲ	2
日本文化基礎演習Ⅳ	2
日本文化演習Ⅰ	2
日本文化演習Ⅱ	2
日本文化演習Ⅲ	2
日本文化演習Ⅳ	2
日本文化政策論Ⅰ	2
日本文化政策論Ⅱ	2

日本人論 I	2
日本人論 II	2
日本文学史 I	2
日本文学史 II	2
日本文学史 III	2
日本語学 I	2
日本語学 II	2
日本語学 III	2
日本思想史 I	2
日本思想史 II	2
日本思想史 III	2
日本思想史 IV	2
伝統文化論 I	2
伝統文化論 II	2
伝統文化論 III	2
伝統文化論 IV (書)	2
伝統文化論 V	2
伝統文化論 VI	2
伝統文化論 VII	2
伝統文化論 VIII	2
民俗学 I	2
民俗学 II	2
日本政治経済史	2
日本社会制度史	2
日本生活文化史 I	2
日本生活文化史 II	2
日本生活文化史 III	2
日本生活文化史 IV	2
日本生活文化史 V	2
日本生活文化史 VI	2
日本文化論	2
近代文化論 I	2
近代文化論 II	2
民俗文化論 I	2
民俗文化論 II	2
民俗文化論 III	2
民俗文化論 IV	2
比較民俗文化論 I	2
比較民俗文化論 II	2
比較生活文化論 I	2
比較生活文化論 II	2
日本生活文化論 I	2
日本生活文化論 II	2
日本生活文化論 III	2
日本生活文化論 IV	2
日本史論 I	2
日本史論 II	2
日本史論 III	2

日本史論Ⅳ	2
日本文化交流史Ⅰ	2
日本文化交流史Ⅱ	2
歴史資料論Ⅰ	2
歴史資料論Ⅱ	2
歴史資料論Ⅲ	2
歴史資料論Ⅳ	2
形象文化論Ⅰ	2
形象文化論Ⅱ	2
形象文化論Ⅲ	2
形象文化論Ⅳ	2
形象文化論Ⅴ	2
形象文化論Ⅵ	2
身体文化論Ⅰ	2
身体文化論Ⅱ	2
日本思想研究Ⅰ	2
日本思想研究Ⅱ	2
日本思想研究Ⅲ	2
日本思想研究Ⅳ	2
日本思想研究Ⅴ	2
日本思想研究Ⅵ	2
日本文学論Ⅰ	2
日本文学論Ⅱ	2
日本文学論Ⅲ	2
日本文学論Ⅳ	2
日本文学論Ⅴ	2
日本文学研究Ⅰ	2
日本文学研究Ⅱ	2
日本文学研究Ⅲ	2
日本文学研究Ⅳ	2
日本文学研究Ⅴ	2
中国文学論Ⅰ	2
中国文学論Ⅱ	2
現代文化論Ⅰ	2
現代文化論Ⅱ	2
現代文化論Ⅲ	2
現代文化論Ⅳ	2
現代文化論Ⅴ	2
現代文化論Ⅵ	2
現代文化論Ⅶ	2
メディア論	2
現代生活論Ⅰ	2
現代生活論Ⅱ	2
現代生活論Ⅲ	2
現代生活論Ⅳ	2
日本政治論	2
日本経済論	2
日本社会論	2

比較文化論Ⅰ	2
比較文化論Ⅱ	2
比較文化論Ⅲ	2
比較文化論Ⅳ	2
比較文化論Ⅴ	2
比較文化論Ⅵ	2
比較文化論Ⅶ	2
比較文化論Ⅷ	2
比較文化論Ⅸ	2
比較文化論Ⅹ	2
卒業研究	8
卒業論文	8

二 国際コミュニケーション学科専門科目

授業科目	単位
国際コミュニケーション基礎演習Ⅰ	2
国際コミュニケーション基礎演習Ⅱ	2
国際コミュニケーション基礎演習Ⅲ	2
国際コミュニケーション基礎演習Ⅳ	2
国際コミュニケーション演習Ⅰ	2
国際コミュニケーション演習Ⅱ	2
国際コミュニケーション演習Ⅲ	2
国際コミュニケーション演習Ⅳ	2
国際関係基礎論Ⅰ	2
国際関係基礎論Ⅱ	2
地域研究基礎論Ⅰ	2
地域研究基礎論Ⅱ	2
国際コミュニケーション論	2
国際関係論Ⅰ	2
国際関係論Ⅱ	2
国際関係論Ⅲ	2
国際関係論Ⅳ	2
国際政治Ⅰ	2
国際政治Ⅱ	2
国際政治Ⅲ	2
国際政治Ⅳ	2
国際経済Ⅰ	2
国際経済Ⅱ	2
国際法Ⅰ	2
国際法Ⅱ	2
国際機構論Ⅰ	2
国際機構論Ⅱ	2
国際開発論Ⅰ	2
国際開発論Ⅱ	2
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2
ヨーロッパ政治史Ⅱ	2
経営学Ⅰ	2
経営学Ⅱ	2

マーケティング	2
金融論	2
ボランティア論Ⅰ	2
ボランティア論Ⅱ	2
言語学Ⅰ	2
言語学Ⅱ	2
社会言語学Ⅰ	2
社会言語学Ⅱ	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
マスコミュニケーション論Ⅰ	2
マスコミュニケーション論Ⅱ	2
マスコミュニケーション論Ⅲ	2
環境科学	2
言語地理学	2
比較神話論	2
比較教育学	2
比較政治学	2
比較音楽論Ⅰ	2
比較音楽論Ⅱ	2
比較宗教論Ⅰ	2
比較宗教論Ⅱ	2
比較居住文化論	2
比較道具論	2
英語学Ⅰ	2
英語学Ⅱ	2
英語学Ⅲ	2
英語学Ⅳ	2
北米文化論	2
ヨーロッパ文化論	2
アジア文化論	2
アメリカ文化論Ⅰ	2
アメリカ文化論Ⅱ	2
イギリス文化論Ⅰ	2
イギリス文化論Ⅱ	2
ドイツ文化論Ⅰ	2
ドイツ文化論Ⅱ	2
フランス文化論Ⅰ	2
フランス文化論Ⅱ	2
イタリア文化論Ⅰ	2
イタリア文化論Ⅱ	2
ロシア文化論	2
東欧文化論	2
イスラム文化論Ⅰ	2
イスラム文化論Ⅱ	2
中国文化論	2
朝鮮文化論	2
東南アジア文化論Ⅰ	2

東南アジア文化論Ⅱ	2
南アジア文化論	2
オセアニア文化論	2
アフリカ文化論	2
中南米文化論	2
アメリカ文学論	2
アメリカ文学研究	2
イギリス文学論	2
イギリス文学研究	2
英語圏文学総論	2
英語圏文学研究	2
文化遺産学	2
日本文化発信英語Ⅰ	2
日本文化発信英語Ⅱ	2
時事英語	2
英語演習Ⅰ	2
英語演習Ⅰ (Conversation & Presentation)	2
英語演習Ⅱ	2
英語演習Ⅱ (Reading & Writing)	2
外国語演習Ⅰ	2
外国語演習Ⅰ (英語圏文化)	2
外国語演習Ⅱ	2
外国語演習Ⅱ (英語圏文化)	2
卒業研究	8
卒業論文	8

三 英語コミュニケーション学科専門科目

授業科目	単位
英語コミュニケーション基礎演習Ⅰ	2
英語コミュニケーション基礎演習Ⅱ	2
英語コミュニケーション基礎演習Ⅲ	2
英語コミュニケーション基礎演習Ⅳ	2
海外研修	16
Cultural Exchange	2
TOEIC Basics	2
TOEIC Skills	2
Paragraph Writing	2
Writing Practice	2
Essay Writing	2
Writing Skills	2
Academic Writing	2
Presentations	2
Listening Practice	2
Listening Skills	2
Discussing Global Issues	2
Discussing Business Issues	2
Debate	2
Discussing Current Issues	2

Business Presentations	2
Newspaper English	2
In-Depth News Listening	2
Business Writing	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅰ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅱ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅲ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅳ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅴ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅵ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅶ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅷ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅸ	2
英語コミュニケーション特殊演習Ⅹ	2
英語コミュニケーション特殊演習ⅩⅠ	2
英語コミュニケーション特殊演習ⅩⅡ	2
英語コミュニケーション演習Ⅰ	2
英語コミュニケーション演習Ⅱ	2
英語コミュニケーション演習Ⅲ	2
英語コミュニケーション演習Ⅳ	2
卒業研究	8
卒業論文	8
〈国際コミュニケーション学科専門科目〉	
国際関係基礎論Ⅰ	2
国際関係基礎論Ⅱ	2
地域研究基礎論Ⅰ	2
地域研究基礎論Ⅱ	2
国際コミュニケーション論	2
国際関係論Ⅰ	2
国際関係論Ⅱ	2
国際関係論Ⅲ	2
国際関係論Ⅳ	2
国際政治Ⅰ	2
国際政治Ⅱ	2
国際政治Ⅲ	2
国際政治Ⅳ	2
国際経済Ⅰ	2
国際経済Ⅱ	2
国際法Ⅰ	2
国際法Ⅱ	2
国際機構論Ⅰ	2
国際機構論Ⅱ	2
国際開発論Ⅰ	2
国際開発論Ⅱ	2
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2
ヨーロッパ政治史Ⅱ	2
経営学Ⅰ	2
経営学Ⅱ	2

マーケティング	2
金融論	2
ボランティア論Ⅰ	2
ボランティア論Ⅱ	2
言語学Ⅰ	2
言語学Ⅱ	2
社会言語学Ⅰ	2
社会言語学Ⅱ	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
マスコミュニケーション論Ⅰ	2
マスコミュニケーション論Ⅱ	2
マスコミュニケーション論Ⅲ	2
環境科学	2
言語地理学	2
比較神話論	2
比較道具論	2
比較政治学	2
比較音楽論Ⅰ	2
比較音楽論Ⅱ	2
比較宗教論Ⅰ	2
比較宗教論Ⅱ	2
比較居住文化論	2
比較教育学	2
英語学Ⅰ	2
英語学Ⅱ	2
英語学Ⅲ	2
英語学Ⅳ	2
北米文化論	2
ヨーロッパ文化論	2
アジア文化論	2
アメリカ文化論Ⅰ	2
アメリカ文化論Ⅱ	2
イギリス文化論Ⅰ	2
イギリス文化論Ⅱ	2
ドイツ文化論Ⅰ	2
ドイツ文化論Ⅱ	2
フランス文化論Ⅰ	2
フランス文化論Ⅱ	2
イタリア文化論Ⅰ	2
イタリア文化論Ⅱ	2
ロシア文化論	2
東欧文化論	2
イスラム文化論Ⅰ	2
イスラム文化論Ⅱ	2
中国文化論	2
朝鮮文化論	2
東南アジア文化論Ⅰ	2

東南アジア文化論Ⅱ	2
南アジア文化論	2
オセアニア文化論	2
アフリカ文化論	2
中南米文化論	2
アメリカ文学論	2
アメリカ文学研究	2
イギリス文学論	2
イギリス文学研究	2
英語圏文学総論	2
英語圏文学研究	2
文化遺産学	2
日本文化発信英語Ⅰ	2
日本文化発信英語Ⅱ	2
時事英語	2

四 日本文化学科・国際コミュニケーション学科・英語コミュニケーション学科共通科目

授業科目	単位
特別総合科目Ⅰ	2
特別総合科目Ⅱ	2
特別総合科目Ⅲ	2
特別総合科目Ⅳ	2
特別総合科目Ⅴ	2
特別総合科目Ⅵ	2
特別総合科目Ⅶ	2
特別総合科目Ⅷ	2
特別総合科目Ⅸ	2
特別総合科目Ⅹ	2
特別総合科目Ⅺ	2
国際文化交流論Ⅰ	2
国際文化交流論Ⅱ	2
国際文化交流論Ⅲ	2
国際文化交流論Ⅳ	2
国際文化交流論Ⅴ	2
国際文化交流論Ⅵ	2
国際文化交流論Ⅶ	2
国際文化交流論Ⅷ	2
国際文化交流論Ⅸ	2
国際文化交流論Ⅹ	2
国際文化交流論Ⅺ	2
基礎政治学	2
基礎経済学	2
基礎社会学	2
基礎統計学	2
法学Ⅰ	2
法学Ⅱ	2
日本国憲法	2
教育学	2

哲学	2
心理学	2
英語学総論	2
日本近代史概論	2
西洋近代史概論	2
西洋思想史概論	2
日本芸術論	2
西洋芸術論	2
学習院史 I	2
学習院史 II	2
人間関係論 I	2
人間関係論 II	2
人間関係論 III	2
人間関係論 IV	2
人間関係論 V	2
人間関係論 VI	2
人間関係論 VII	2
生活環境論 I	2
生活環境論 II	2
生活環境論 III	2
生活環境論 IV	2
生活環境論 V	2
社会環境論 I	2
社会環境論 II	2
社会環境論 III	2
社会環境論 IV	2
自然環境論 I	2
自然環境論 II	2
自然環境論 III	2
自然環境論 IV	2
地球環境論 I	2
地球環境論 II	2
情報処理 I	2
情報処理 II	2
情報処理 III	2
情報処理 IV	2
文献情報	2
社会調査法	2
日本語表現法 I	2
日本語表現法 II	2
日本語表現法 III	2
BASIC LISTENING	2
NEWS LISTENING	2
BASIC READING	2
READING & WRITING	2
SPEAKING PRACTICE	2
SPEAKING SKILLS	2
INTENSIVE READING & WRITING	2

フランス語基礎Ⅰ	2
フランス語基礎Ⅱ	2
フランス語応用Ⅰ	2
フランス語応用Ⅱ	2
ドイツ語基礎Ⅰ	2
ドイツ語基礎Ⅱ	2
ドイツ語応用Ⅰ	2
ドイツ語応用Ⅱ	2
イタリア語基礎Ⅰ	2
イタリア語基礎Ⅱ	2
イタリア語応用Ⅰ	2
イタリア語応用Ⅱ	2
スペイン語基礎Ⅰ	2
スペイン語基礎Ⅱ	2
スペイン語応用Ⅰ	2
スペイン語応用Ⅱ	2
中国語基礎Ⅰ	2
中国語基礎Ⅱ	2
中国語応用Ⅰ	2
中国語応用Ⅱ	2
韓国語基礎Ⅰ	2
韓国語基礎Ⅱ	2
韓国語応用Ⅰ	2
韓国語応用Ⅱ	2
日本語Ⅰ	2
日本語Ⅱ	2
日本語Ⅲ	2
日本語Ⅳ	2
日本語Ⅴ	2
日本語Ⅵ	2
スポーツ・健康科学演習Ⅰ	2
スポーツ・健康科学演習Ⅱ	2
伝統文化演習Ⅰ	2
伝統文化演習Ⅰ(書道)	2
伝統文化演習Ⅱ	2
伝統文化演習Ⅱ(書道)	2
伝統文化演習Ⅲ	2
伝統文化演習Ⅳ	2
伝統文化演習Ⅴ	2
伝統文化演習Ⅵ	2
伝統文化演習Ⅶ	2
伝統文化演習Ⅷ	2
伝統文化演習Ⅸ	2
伝統文化演習Ⅹ	2
国際文化交流演習Ⅰ	2
国際文化交流演習Ⅱ	2
国際文化交流演習Ⅲ	2
国際文化交流演習Ⅳ	2

国際文化交流演習Ⅴ	2
国際文化交流演習Ⅵ	2
国際文化交流演習Ⅶ	2
国際文化交流演習Ⅷ	2
国際文化交流演習Ⅸ	2
国際文化交流演習Ⅹ	2
国際文化交流演習ⅩⅠ	2
国際文化交流演習ⅩⅡ	2
国際文化交流演習ⅩⅢ	2
国際文化交流演習ⅩⅣ	2
生活文化演習Ⅰ	2
生活文化演習Ⅱ	2
生活文化演習Ⅲ	2
生活文化演習Ⅳ	2
生活文化演習Ⅴ	2
生活文化演習Ⅵ	2
ボランティア演習	2
社会儀礼演習	2

五 専門科目、共通科目又は資格の取得に関する科目に属さない科目

授業科目	単位
国外大学科目Ⅰ	2
国外大学科目Ⅱ	2
国外大学科目Ⅲ	2
国外大学科目Ⅳ	2
国外大学科目Ⅴ	2
国外大学科目Ⅵ	2
国外大学科目Ⅶ	2
国外大学科目Ⅷ	2
国外大学科目Ⅸ	2
国外大学科目Ⅹ	2
国外大学科目ⅩⅠ	2
国外大学科目ⅩⅡ	2
国外大学科目ⅩⅢ	2
国外大学科目ⅩⅣ	2
国外大学科目ⅩⅤ	2
外国語認定科目Ⅰ	2
外国語認定科目Ⅱ	2
外国語認定科目Ⅲ	2

別表 2

一 教職課程に関する科目

授業科目	単位
教職概論	2
教育基礎論	2
教育心理学	2
教育制度論	2
教育課程論	2
国語科教育法Ⅰ	2

国語科教育法Ⅱ	2
国語科教育法Ⅲ	2
国語科教育法Ⅳ	2
英語科教育法Ⅰ	2
英語科教育法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅲ	2
英語科教育法Ⅳ	2
道徳教育指導論	2
特別活動指導論	2
教育方法・技術	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習Ⅰ	3
教育実習Ⅱ	2
教職実践演習（中・高）	2
特別支援教育概論	1
総合的な学習の時間の指導法	2
学校インターンシップ	1

二 図書館司書に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館制度・経営論	2
図書館情報技術論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報検索演習	2
レファレンスサービス演習	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習Ⅰ	2
情報資源組織演習Ⅱ	2
図書館基礎特論	2
図書・図書館史	2
図書館サービス特論	2

三 博物館に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2
博物館実習Ⅰ	1

博物館実習Ⅱ	2
形象文化論Ⅰ	2
形象文化論Ⅱ	2
形象文化論Ⅲ	2
形象文化論Ⅳ	2
形象文化論Ⅴ	2
形象文化論Ⅵ	2
日本芸術論	2
西洋芸術論	2
歴史資料論Ⅰ	2
歴史資料論Ⅱ	2
民俗学Ⅰ	2
民俗学Ⅱ	2
民俗文化論Ⅰ	2
民俗文化論Ⅱ	2
民俗文化論Ⅲ	2
民俗文化論Ⅳ	2
比較民俗文化論Ⅰ	2
比較民俗文化論Ⅱ	2
日本生活文化史Ⅰ	2
日本生活文化史Ⅱ	2
日本生活文化史Ⅲ	2
日本生活文化史Ⅳ	2
日本生活文化史Ⅴ	2
日本生活文化史Ⅵ	2
日本史論Ⅰ	2
日本史論Ⅱ	2
日本史論Ⅲ	2
日本史論Ⅳ	2
日本文化交流史Ⅰ	2
ヨーロッパ文化論	2
東欧文化論	2
アジア文化論	2
文化遺産学	2
自然環境論Ⅰ	2
地球環境論Ⅰ	2
地球環境論Ⅱ	2

四 日本語教員養成講座に関する科目

授業科目	単位
応用日本語学Ⅰ	2
応用日本語学Ⅱ	2
日本語教授法Ⅰ	2
日本語教授法Ⅱ	2
日本語表現法Ⅰ	2
日本語表現法Ⅱ	2
日本語表現法Ⅲ	2
日本語学Ⅰ	2
日本語学Ⅱ	2
日本語学Ⅲ	2

言語学Ⅰ	2
言語学Ⅱ	2
社会言語学Ⅰ	2
社会言語学Ⅱ	2
言語地理学	2

別表 3

区分	適用者	金額（円）
入学検定料	平成10年度以後の入学につき出願の手続きを行う者	35,000
入学金	平成25年度以後の入学につき入学の手続きを行う者	200,000

別表 4

区分	年額 （円）	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
在籍料	60,000	60,000	—
授業料	860,000	430,000	430,000
施設設備費	220,000	220,000	—

別表 5（履修生）

区分	金額（円）	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	40,000	春学期又は秋学期の1科目あたりの額

別表 6（研究生）

区分	年額（円）
研究指導料	560,000